

一般財団法人日本花普及センター定款

平成25年10月	1日	法人設立登記
平成25年12月	6日	一部変更
平成30年	6月26日	一部変更
令和6年	6月28日	一部変更
令和7年	6月23日	一部変更

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本花普及センター（以下「センター」という。）と称し、英文では、JAPAN FLOWER PROMOTION CENTER FOUNDATION と表示する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を理事会の議決を経て必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 センターは、花と緑の普及に関する全国的な啓発活動、総合的な調査研究、国際交流等の業務を行うことにより、花と緑の普及による国土緑化を推進し、もって潤いのある豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 花と緑の普及に関する活動の実施及び支援
- (2) 花と緑の普及を図るための講習会、シンポジウム、交流会等の開催
- (3) 花と緑の普及を図るための指導者等人材の育成及び情報の提供
- (4) 花と緑に関する基礎的資料の整備及び総合的な調査研究並びに花き産業に関する総合的な調査研究
- (5) 我が国の花と緑に関する園芸技術・文化の紹介等を通じた国際交流の推進
- (6) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 センターの事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会計

(事業年度)

第5条 センターの事業年度は、毎年6月24日に始まり翌年6月23日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 センターの事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日まで、代表清算人が作成する。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表清算人が次の書類を作成する。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類を主たる事務所に清算終了の登記の時まで備え置くものとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第8条 センターに評議員3名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつ

て、総務省設置法第4条第15号の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第11条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選による。

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 清算人の選任又は解任

(2) 代表清算人の選定

(3) 清算人の報酬等の額並びに報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 評議員会は、定時評議員会として毎年度9月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、清算人が招集する。

2 評議員は、清算人に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 定款の変更

(2) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第17条 清算人が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第6章 清算人

(清算人の員数)

- 第19条 当センターの清算人は2名以内とする。

(清算人の選任の方法)

- 第20条 当センターの清算人は、評議員会の決議により選任する。

(代表清算人)

- 第21条 当センターは、評議員会の決議により代表清算人を1名選定する。

(清算人の報酬)

- 第22条 清算人の報酬等は、評議員会の決議により定める。

第7章 事務局

(事務局)

- 第23条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。

- 3 事務局及び職員に関する事項は、代表清算人が別に定める。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

- 第24条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第9条についても適用する。

(存続期間)

- 第25条 この法人の存続期間は令和7年6月23日までとする。

(剰余金の分配)

- 第26条 センターは、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

- 第27条 センターが解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第28条 センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 補則

(委任)

- 第29条 この定款の定めるもののほか、センターに関する必要な事項は、代表清算人が別に定める。

附 則

(補足説明)

- 1 一般財団法人の設立登記をした日は、平成25年10月1日である。
- 2 この定款の一部変更は、平成25年12月6日から施行する。
- 3 この定款の一部変更は、平成30年6月26日から施行する。
- 4 この定款の一部変更は、令和6年6月28日から施行する。
- 5 この定款の一部変更は、令和7年6月23日から施行する。